

特定非営利活動法人NSCAジャパン定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 NSCA ジャパンという。また、英文表記は、National Strength and Conditioning Association Japan とする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県流山市前平井85番地（運B133街区1）に置く。

(目的)

第3条 この法人は、会員及び一般の人々に対して、ストレングス&コンディショニングに関する事業を行い、国民の健康とスポーツの競技力向上と傷害の予防に寄与することを目的とする。

- (1) ストレングス&コンディショニングに関して広い見地から研究を促進し、関連知識・情報の蓄積、普及につとめること。
- (2) NSCA ジャパンをストレングス&コンディショニングの権威として、その地位の確立を図ること。
- (3) ストレングス&コンディショニングの専門職を育成するために教育及び訓練を継続的に行うこと。
- (4) ストレングス&コンディショニングの専門職の地位の向上と一般の人々のストレングス&コンディショニングに関する認知を向上させること。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、前3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) NSCA ジャパン・ジャーナル（機関誌）等の発行
- (2) ウェブサイトによる情報の配信
- (3) 教育イベントやセミナーの開催（カンファレンス、研修会、教育講座等を含む）
- (4) 教材の作成及び配布
- (5) 資格認定試験の実施
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

- (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生
- (3) 賛助会員 この法人の事業を援助するための目的に賛同して入会した団体

(入会)

- 第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 2 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 3 理事長は、前2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会届を提出したとき
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき
 - (3) 継続して半年以上会費を滞納したとき（但し滞納期間中は会員資格を凍結する）
 - (4) 除名されたとき

(退会)

- 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
- (1) この定款等に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(賞)

- 第12条 この法人に多大な貢献をした会員に対し、理事会がこれを推薦し、理事長が表彰する。
- 2 表彰内規は別に定める。

(拠出金品の不返還)

- 第13条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。但し、継続年会費については別途定める期間内に所定の手続きをとることにより返還に応じることがある。

第3章 役員

(種類及び定数)

- 第14条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。
 - 3 理事は、次の各号の1つ以上の担当に就かなければならない。
 - (1) 広報担当
 - (2) 教育・研究担当

- (3) 認定試験・資格継続教育単位担当
- (4) 総務担当
- (5) 地域ディレクター担当

(選任等)

第15条 理事及び監事は、理事会が候補者として、この法人の内外より適任者を推薦し、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べること

(任期等)

第17条 役員の任期は、就任時通常総会から2年目の通常総会までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員の任期は連続して最長4期（8年）目の通常総会までとする。
- 3 役員の任期の定めにかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、現任者の任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員には、報酬は支払われない。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第16条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合に、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第29条 正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも20日前までに通知しなければならない。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は理事総数の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第44条 この法人の会計は、次のとおりとする。

(1) 特定非営利活動に係る事業会計

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）

(5) 正会員の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第54条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、解散時において法第11条第3項に掲げる者を総会において議決し、譲渡するものとする。

（合併）

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報（法令公布紙）に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

（事務局の設置）

第57条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第58条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第10章 雑則

（細則）

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の、設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年5月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員年会費	12,000円
(2)	学生会員年会費	10,000円
(3)	賛助会員年会費	50,000円
(4)	英文会員年会費	17,000円

令和1年6月16日追加

この法人の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員年会費	12,000円（消費税別）
(2)	学生会員年会費	10,000円（消費税別）
(3)	賛助会員年会費	50,000円（消費税別）

この定款は、平成15年4月20日から施行する。

この定款は、平成16年4月18日から施行する。

この定款は、平成17年4月17日から施行する。

この定款は、平成18年4月16日から施行する。

この定款は、平成20年6月1日から施行する。

この定款は、平成22年4月19日から施行する。

この定款は、平成24年10月16日から施行する。

この定款は、平成25年10月29日から施行する。

この定款は、平成26年10月10日から施行する。

この定款は、平成29年9月15日から施行する。

この定款は、平成30年6月17日から施行する。

この定款は、令和1年6月16日から施行する。

この定款は、令和3年9月1日から施行する。

この定款は、令和4年10月18日から施行する。

この定款は、令和7年 月 日から施行する。

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	石井 直方
副理事長	矢野 雅知
理事	長谷川 裕
理事	岡田 純一
理事	有賀 誠司
監事	尾山 末雄
監事	白濱 哲郎